

藍場浜公園西エリアにおける新ホール整備に関する基本協定（案）

徳島県（以下「県」という。）と徳島市（以下「市」という。）とは、「藍場浜公園西エリアにおける新ホール早期整備プラン」に基づく施設（以下「新ホール」という。）の整備について、次のとおり合意し、基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新ホールの整備について、県及び市の役割分担等基本的な事項を定めることを目的とする。

（整備の合意）

第2条 県及び市は、新ホールを協調して整備することに合意し、事業推進に当たっては互いに協力し、信義を重んじ、本協定に基づき誠実に履行しなければならない。

2 県及び市は、前項の合意の中で迅速な事業の推進に努めるものとする。

（議決事項）

第3条 県及び市は、本協定に定める事項のうち各議会の議決が必要な事項については適切に準備を行い、議決を得た上で事業を推進する。

（新ホールの位置付け）

第4条 新ホールは、県立施設として県が主管する。

（建設用地）

第5条 藍場浜公園西エリアを、新ホール本体施設（外構や敷地内駐車場等を含む。）の建設用地とする。

（施設の集約化）

第6条 新ホールには、旧徳島市立文化センター、旧徳島市中央公民館及び旧徳島県青少年センターの一部機能を集約する。

（役割に係る基本的方針）

第7条 県及び市は、新ホール整備に関して次項以降のとおり担うべき役割を定め、事業を推進する。

- 2 県は、外構、駐車場等を含む新ホールの設計及び整備並びに必要な調査、工事監理、備品購入、建設用地に係る既存施設の撤去等を一括して担う。
- 3 市は、県と連携し、新ホールの早期整備を推進する。

(費用負担)

第8条 県は、本協定に定める県の役割に係る費用を負担する。

2 市は、本協定に定める市の役割に係る費用を負担する。

(情報共有)

第9条 県及び市は、事業推進に必要なが生じた場合は、本協定に関連する情報(過去に実施した調査等による情報を含む。)の共有を図る。

(情報管理)

第10条 県及び市は、本協定に関する事項につき、事業の実施によって知り得た秘密及び一般に公開されていない情報を外部へ漏らし、又は本協定の目的以外には使用してはならない。

(損害の賠償)

第11条 県及び市は、当該協定に係る事業の推進に当たって第三者に損害を与えた場合は、その損害(整備事業者の責任によるものを除く。)を賠償しなければならない。その場合の費用は、第8条の規定により各自が負担する。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から新ホールが開館する時点までとする。ただし、本協定の有効期間の終了にかかわらず、前3条の規定の効力は存続する。

(その他)

第13条 本協定書の内容を変更しようとするとき、又は特別な事情が生じたときは、県及び市は協議の上、本協定を改定することができる。

2 本協定書に定めのない事項及び本協定書に疑義が生じたときは、県及び市が協議を行い、決定する。